

4月から、ユースエール認定制度の認定基準を見直しました ～若者の採用・育成に積極的な中小企業の皆さまへ～

「ユースエール認定制度」は、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が 300 人以下）を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が認定するものです。

平成 29 年 4 月 1 日から、「ユースエール認定制度」の認定基準について労働時間などを、以下のように見直しました。

認定を受けると、若者の採用・育成を支援する関係助成金の加算措置や、日本政策金融公庫の低利融資、公共調達における加点評価などのメリットがあります。

【変更内容】

1. 労働時間

長時間労働が恒常化している企業を認定しないよう、労働時間に関する基準を厳格化し、「月平均の法定時間外労働 60 時間以上の正社員が 1 人もいないこと」の要件を追加

2. 新規学卒等採用者の離職率

採用者数が少ない企業の状況を考慮し、「直近 3 事業年度の採用者数が 3 人または 4 人の場合は、離職者数が 1 人以下であれば可」の要件を追加

3. 有給休暇

有給休暇に準じる休暇制度による休暇取得を考慮し、「有給休暇に準ずる休暇として職業安定局長が定めるもの※を含み、その日数は労働者 1 人当たり 5 日が上限」の要件を追加

※企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という 3 つの全てを満たす休暇

4. 関係法令に違反する重大な事実

法令違反に基づき、都道府県労働局で指導を行い、公表に至ったものなどが無いことを、認定基準に追加